

# 公害防止管理者等の届出の手引き

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

## 目次

1	法の目的	…1
2	特定工場	…1
3	公害防止組織	…4
4	公害防止管理者等の業務について	…8
5	公害防止統括者に必要な資格	…9
6	公害防止主任管理者に必要な資格	…9
7	公害防止管理者に必要な資格	…10
8	届出	…11
9	罰則	…14
10	公害防止管理者等の資格試験等について	…14
○該当施設一覧		
	・ばい煙発生施設	…15~18
	・汚水等排出施設	…19~36
	・騒音発生施設	…36
	・特定粉じん発生施設	…36
	・一般粉じん発生施設	…37
	・振動発生施設	…37
	・ダイオキシン類発生施設	…38~40
	・届出窓口一覧	…41~42
○様式・記入例		

## 1 法の目的

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(以下、法という。)は、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的とした法律である。

## 2 特定工場

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかの業種に属し、かつ、表1の対象工場に掲げる工場をいう。

※ 対象業種は、法施行令第一条に掲げる業種であり、日本標準産業分類に基づき判断する。

表1 特定工場の要件

施設の区分		対象工場
大気	ばい煙発生施設(※1)	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるばい煙発生施設(同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)が設置されている工場のうち、 <u>次のいずれかに該当する工場</u> ① p.15~18に掲げる有害物質発生施設が設置されている工場 ② p.15~18に掲げる上記①以外の工場で、排出ガス量が毎時1万m <sup>3</sup> 以上の工場
水質	汚水等排出施設(※2)	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号~第59号、第61号~第63号、第63号の3、第64号、第65号~第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設(同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されているものを除く。)が設置されている工場のうち、 <u>次のいずれかに該当する工場</u> ① p.19~36に掲げる有害物質発生施設が設置されている工場で、排出水を排出している工場又は特定地下浸透水(水質汚濁防止法第2条第8項に規定される特定地下浸透水)を浸透させている工場 ② p.19~36に掲げる上記①以外の工場で、排出水量が日量1,000m <sup>3</sup> 以上の工場

騒音	騒音発生施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条に掲げる騒音発生施設 (p.36) が設置されている工場のうち、 <u>騒音規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場</u>
特定粉じん	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設 (p.36) が設置されている工場
一般粉じん	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設 (p.37) が設置されている工場
振動	振動発生施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条の2に掲げる振動発生施設 (p.37) が設置されている工場のうち、 <u>振動規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場</u>
ダイオキシン類	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号、別表第2第1号～第14号に掲げるダイオキシン類発生施設 (p.38～40) が設置されている工場

※1 排出ガス量は、温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した湿り最大値（定格値）により判断する。また、複数のばい煙発生施設を有する場合において、排出ガス量は、各ばい煙発生施設の排出ガス量の合算により算出する。このとき、法施行令第2条第1項に規定するばい煙発生施設に該当しない施設（例えば、燃料の燃焼能力が 50 L/h 未満のボイラー等）の排ガス量は、合算の対象とならない。

※2 工場からの排水（雨水含む）が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されている場合は特定工場とならない。

汚水等排出施設が設置されている A 工場から排出される水が直接公共用水域に排出されず、全量 B 工場の排水溝に排出されている場合であっても、A 工場は特定工場となる。ただし、B 工場の排水溝から公共用水域への排出口に B 工場の汚水等の処理施設がある場合は、A 工場は特定工場とならない。（A 工場から特定地下浸透水の浸透がない場合に限る。）

排水量は、特定工場から公共水域に排出されている全ての水が対象となり、1 日の平均排水量で求める。

### ※3 特定工場の範囲

「工場」は、社会通念上、一個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。

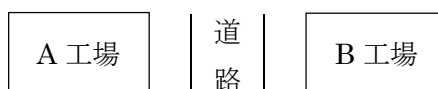
ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてているなど近接し、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。

【例1】 同一会社のA工場とB工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とする。

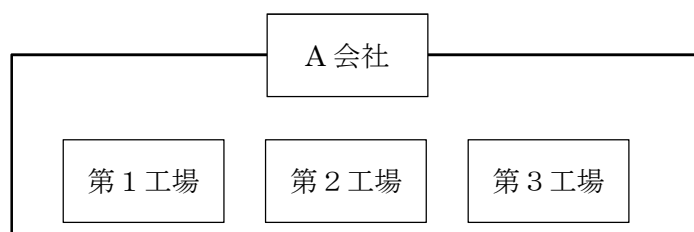
この場合、A工場とB工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様に扱う。



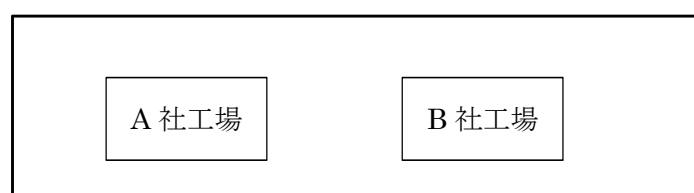
【例2】 同一会社のA工場とB工場が、道路又は河川等をへだてて設置されているが、両工場は近接しており、組織上・生産工程上、密接な関連があると認められる場合には、A工場とB工場を一括して一工場として扱う。



【例3】 同一敷地内に異なる製品を生産する同一会社の工場が複数あるが、全体の組織上、生産工程上密接な関連があると認められる場合には、全体を一括して一工場として扱う。



【例4】 同一敷地内にA社工場とB社工場がある場合には、別個の工場とする。この場合、B社がA社の子会社であっても別個の工場とする。



### 3 公害防止組織

#### (1) 公害防止管理者等の選任

特定事業者（特定工場を設置している者）には、表2に示す公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者を選任することが義務づけられている。また、それぞれの者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備え、その職務を代行する者として代理者の選任も義務づけられている。

表2 公害防止組織

名称	役割	対象	資格の有無	選任期限
公害防止統括者 (及び同代理者)	公害防止に関する業務の統括管理	常時使用する従業員が21人以上(※1)の特定工場	資格不要	選任すべき事由が発生した日(※3)から30日以内
公害防止主任管理者 (及び同代理者)	公害防止統括者の補佐及び公害防止管理者の指揮	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上であり、かつ、排出水量が1万 m <sup>3</sup> /日以上である特定工場(適用除外あり(※2))	要資格(5 公害防止主任管理者の選任要件(p.9)を参照)	選任すべき事由が発生した日(※3)から60日以内
公害防止管理者 (及び同代理者)	公害防止の技術的事項の管理	全ての特定工場	要資格(表5(p.10)を参照)	選任すべき事由が発生した日(※3)から60日以内

※1 常時使用する従業員数とは、特定の事業所単位の従業員数ではなく、事業者が常時使用する従業員の数であり、特定事業場でない本社、他の工場の事務職員等も含む。

#### 【例】

- ・ A社：従業員50名→必要
- ・ B社：本社工場21名、X工場10名、計31名→両工場とも別々に必要
- ・ C社：本社工場15名、Y工場6名、計21名→両工場とも別々に必要

・D社：本社工場 15 名、Z 工場 4 名、計 19 名→両工場とも不要  
 ただし、同一人が、2 以上の工場（異なる会社に属する工場を含む）の工場長である場合には、その工場長がそれらの工場の公害防止統括者となって差し支えない。

※2 次のいずれかに該当する場合は、公害防止主任管理者の選任が免除される。

- (1) ばい煙発生施設の公害防止管理者と、当該ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設の公害防止管理者の選定につき、同一人を選定する場合
- (2) ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程と、汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液の処理工程が互いに独立している場合

※3 選任すべき事由が発生した日とは、主に次のとおりである。

- (1) 公害防止統括者等に選任されている者が、死亡、退職、人事異動等により職務の実施ができなくなった日
- (2) 特定工場が設置された日（ばい煙発生施設等の新設又は増設により、既設の工場が新たに特定工場となった日を含む。）

※4 公害防止管理者又はその代理者は、そのいずれかが特定工場に常駐していることが必要である。

(2) 公害防止管理者等の兼務

ア 公害防止統括者（及び同代理者）

2つ以上の特定工場を兼務できる。

イ 公害防止主任管理者（及び同代理者）

2つ以上の特定工場を兼務できない。

ウ 公害防止管理者（及び同代理者）

原則として2つ以上の特定工場を兼務できないが、次の基準を満たし、職務の遂行に支障がない場合には兼務できる。（表3参照）

表3 公害防止管理者を兼務できる場合

	適用基準（全て満たすこと）	兼務工場の数
一の特定事業者が設置する複数の工場において同一人を公害防止管理者として選任する場合	同一人を公害防止管理者として選任せようとする工場（以下「兼務工場」という。）が、当該公害防止管理者の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。	5以下

	<p>兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。</p> <p>兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規定（以下「業務規定」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。</p> <p>業務規定で公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>公害防止管理者の常時勤務する工場から兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。</p>	
事業協同組合等の組合員が、その事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、その者を公害防止管理者に選任する場合	<p>組合員で常時使用する従業員の総数が 50 人以下であること。</p> <p>組合の地区が都道府県の区域を超えないこと。</p> <p>兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。</p>	10 以下
同一の業種に属する中小企業者が、共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、その者を公害防止管理者に選任する場合	<p>常時使用する従業員の総数が 50 人以下であること。</p> <p>兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。</p> <p>中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。</p> <p>業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防</p>	10 以下



	止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。	
特定事業者及び当該特定事業者の子会社、当該特定事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合	兼務工場が同一敷地内に設置されていること。	5以下
	兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。	
	次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。 ① 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制 ② 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統	
	業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。	

※ 詳細は「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書に基づく基準（平成17.3.7環境省等告示）」を参照。

(3) 1つの特定工場内で兼任できる例

- ・同一人が同一工場の公害防止統括者と管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の主任管理者と管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の大気と水質の管理者を兼ねる場合 など

※ 同一人が公害防止管理者等とその工場の他の役職を兼ねることは、法第9条第1項に定めるところに従い、公害防止管理者の職務を誠実に履行することができる限りさしつかえない。

※ 同一人が本人とその代理者を兼任することはできない。

#### 4 公害防止管理者等の業務について

表4 公害防止管理者等の業務について

種類	工場内の 役職例	内容
公害防止統括者	工場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場における公害防止に関する環境管理方針の策定、周知</li> <li>・環境管理部署等の役割・責任所在・報告連絡・指揮命令系統及びその手順の明確化</li> <li>・排出等データ改ざんや隠蔽防止の仕組みの構築</li> <li>・公害防止管理者等の業務の指揮・監督</li> <li>・本社（経営層、環境管理部門）への報告、本社からの指示事項への対応</li> <li>・訓練等による公害防止体制の有効性の評価、改善の指示</li> <li>・環境維持・管理に必要な資源配分（人員、設備）の本社への提案、工場への適正投資</li> <li>・事故・緊急時における措置の統括指揮</li> <li>・工場の公害防止管理者等関係者への環境教育の実施 等</li> </ul>
公害防止主任管理者	部長、課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止統括者業務の補佐</li> <li>・公害防止管理者の指揮、統括</li> <li>・地方自治体とのコミュニケーションの実施 等</li> </ul>
公害防止管理者	施設の直接の管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止設備等の点検、排出等データの測定、記録、監視、評価、報告、保管方法の策定</li> <li>・公害防止設備等の状況及び排出等データの評価、公害防止統括者等への報告</li> <li>・燃料、原材料の検査</li> <li>・事故時、緊急時における応急措置の実施（生産管理部門等への指示等）、公害防止統括者等への報告</li> <li>・地方自治体とのコミュニケーション（立入検査への立会い、報告等）</li> <li>・訓練等による公害防止体制の有効性の確認、公害防止体制・手順の見直し</li> <li>・公害防止に関わる従業員等への環境教育の実施 等</li> </ul>

効果的な公害防止取組促進方策検討会（第6回）平成20年3月5日、参考資料3を参考に作成

## 5 公害防止統括者に必要な資格

公害防止統括者になる資格は不要だが、特定工場においてその事業の実施を統括管理する者（例えば工場長等）を充てる。

※ 工場長が外国籍の者であり日本語が不自由であるなど、工場内での意思疎通に支障がある場合には、別の者を充てる。

## 6 公害防止主任管理者に必要な資格

公害防止主任管理者は、以下に示す有資格者（公害防止主任管理者等の国家試験に合格するか、又は資格認定講習を修了した者）の中から選任しなければならない。

- (1) 公害防止主任管理者
- (2) 公害防止管理者に係る大気関係第1種有資格者又は第3種有資格者で、かつ、水質関係第1種有資格者又は第3種有資格者（有害物質使用の有無により、第1種又は3種となる。）

## 7 公害防止管理者に必要な資格

公害防止管理者は、表5に示す施設の区分に応じた有資格者（公害防止管理者の国家試験に合格するか、又は資格認定講習会を修了した者）の中から選任しなければならない。なお、公害防止管理者は、有資格者を派遣・業務委託等により調達し選任しても差し支えないが、特定工場内での指示系統に支障のないようその特定工場内での職権を確保すること。

表5 公害防止管理者になるための必要な資格

施設の区分			必要な資格	選任可能な資格者 ※1	
大気	ばい煙発生施設	有害物質発生施設	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上	大気第1種	大気第1種
			排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時未満	大気第2種	大気第1種 大気第2種
		上記以外の施設	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /時以上	大気第3種	大気第1種 大気第3種
			排出ガス量が1万 m <sup>3</sup> /時以上 4万 m <sup>3</sup> /時未満	大気第4種	大気第1～4種
水質	汚水等排出施設	有害物質発生施設	排水量が1万 m <sup>3</sup> /日以上	水質第1種	水質第1種
			排水量が1万 m <sup>3</sup> /日未満 又は特定地下浸透水を浸透	水質第2種	水質第1種 水質第2種
		上記以外の施設	排水量が1万 m <sup>3</sup> /日以上	水質第3種	水質第1種 水質第3種
			排水量が1千 m <sup>3</sup> /日以上 1万 m <sup>3</sup> /日未満	水質第4種	水質第1～4種
騒音発生施設	全ての施設（指定地域内のもの）		騒音関係	騒音・振動関係 騒音関係 ※2	
振動発生施設	全ての施設（指定地域内のもの）		振動関係	騒音・振動関係 振動関係 ※2	
ダイオキシン類発生施設	全ての施設		ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係	
特定粉じん発生施設	全ての施設		特定粉じん関係	①大気第1～4種 ②特定粉じん関係	
一般粉じん発生施設	全ての施設		一般粉じん関係	①大気第1～4種 ②特定粉じん関係 ③一般粉じん関係	

※1 複数記載があるものは、いずれかの資格があればよい。

※2 平成17年度までの資格

## 8 届出

特定事業者には、公害防止管理者等を選任した場合又は公害防止管理者等が死亡若しくは解任した場合において、所定の様式によりその旨を都道府県知事等に届け出ることが義務づけられている。

また、相続又は合併により特定事業者の地位を承継した者も同様の義務が生じる。

表 6 - 1 届出先

特定工場所在市町村	施設の種類	届出先		
水戸市、笠間市、ひたちなか市、筑西市、古河市	すべて	各市役所		
つくば市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水等発生施設</li> <li>・一般粉じん発生施設</li> <li>・騒音発生施設</li> <li>・振動発生施設</li> </ul>	つくば市		
	上記以外の施設	茨城県 県南県民センター環境・保安課		
上記以外の市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音発生施設</li> <li>・振動発生施設</li> </ul> のみ	各市町村役場		
	上記以外の施設 (騒音・振動発生施設 とその他の施設を合わせて設置している場合を含む。)	那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	茨城県 環境政策課 県央環境保全室	
		日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	茨城県 県北県民センター 環境・保安課	
		鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	茨城県 鹿行県民センター 環境・保安課	
		土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、河内町、阿見町、美浦村、利根町	茨城県 県南県民センター 環境・保安課	
結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町	茨城県 県西県民センター 環境・保安課			

※ 届出先の詳細は、p.41 の届出窓口一覧を参照

表 6 - 2 届出書の種類と届出期限

区分	届出事項	届出書の種類	届出期限	部数
選任	公害防止統括者 (代理者含む)	様式第 1 (添付書類不要)	選任日から 30 日以内	3 部 ※ 1 部を 控えとし て返却
	公害防止主任管理者 (代理者含む)	①様式第 3 ②次のいずれかを添付 ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習修了証書の写し		
	公害防止管理者 (代理者含む)	①様式第 2 ②次のいずれかを添付 ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習修了証書の写し ③兼務の場合、表 7 の書類		
死亡・解任	公害防止統括者 (代理者含む)	様式第 1 (添付書類不要)	死亡・解任 日から 30 日以内	
	公害防止主任管理者 (代理者含む)	様式第 3 (添付書類不要)		
	公害防止管理者 (代理者含む)	様式第 2 (添付書類不要)		
承継		①様式第 3 の 2 ②添付書類 (表 8 のとおり)	承継後、遅滞なく	

表7 公害防止管理者が複数の特定工場を兼務する場合の添付書類

	添付書類
1	同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下、兼務工場）が当該公害防止管理者（以下、兼務公害防止管理者）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所であることを示す書面（地図）
2	兼務工場が同種若しくは類似のものであるか又は生産工程上密接な関連を有していることを示す書面
3	兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であることを示す書面又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下、業務規程）（兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められているもの）
4	業務規程（兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められているもの）
5	兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていることを示す書面

表8 承継届出書の添付書類

対象	区分	添付書類
個人	相続によって特定事業者の地位を承継し、2人以上の相続人の全員の同意により選定されたもの	①様式第3の3（相続同意証明書） ②戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
	相続によって特定事業者の地位を承継し、上記以外のもの（相続人が1人の場合）	①様式第3の4（相続証明書） ②戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
法人	合併・分割・譲渡等により特定事業者の地位を承継した法人	承継する法人の登記事項証明書

(注) 特定工場が廃業、又は他社へ譲渡された場合、すべての公害防止管理者等は解任となり、解任届出書の提出が必要である。また、特定工場の承継者（買入又は借用等）は、必要な公害防止管理者等を選任し、選任届出書を提出しなければならない。ただし、特定事業者に相続又は合併があった場合には、その旨の届出（承継届出）をすることにより地位の承継を認め、公害防止管理者等の選解任の手続きは必要ない。（承継後、遅滞なく届出をすること。）

## 9 罰則

表9 公害防止管理者等に関する罰則について

区分	内容
公害防止管理者等の選任の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金
公害防止管理者等の選任を怠った者	50万円以下の罰金
都道府県知事等の求めに対して報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者	20万円以下の罰金
承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料

## 10 公害防止管理者等の資格試験等について

公害防止管理者及び公害防止主任管理者の資格は、経済産業大臣及び環境大臣が行う公害防止管理者等国家試験に合格することにより取得することができる。当該試験は、法第8条の2の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣が指定する指定試験機関により実施される。現在、(一社)産業環境管理協会が当該試験機関に指定されている。

また、当該資格は、公害防止管理者等資格認定講習の受講により取得することもできる。受講にあたっては、技術資格、実務経験等が必要となり、講習において講義を受講後、修了試験に合格することで資格取得となる。(一社)産業環境管理協会などが講習機関として登録されている。



○該当施設一覧

- 特定工場に該当しない施設
- 有害物質発生施設

ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令、表中の施行令も同施行令を指す。）

	施設の名称	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 及び 24～26 に掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。

8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 L 以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
	うち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。	
	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14 及び 23 に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20L 以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上であること。

16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	フッ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が10m <sup>2</sup> 以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。

25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100kg 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上であること。
32	ガソリン機関	

汚水等排出施設（水質汚濁防止法施行令、表中の施行令も同施行令を指す。）

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>
1 の 2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が 50m<sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200m<sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500m<sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く）</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>

5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>

12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</li> </ul>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ 精製施設</li> </ul>
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 湯煮施設</li> <li>ハ 洗淨施設</li> </ul>
18 の 3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗式脱臭施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> </ul>

19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ まゆ湯煮施設</li> <li>ロ 副蚕処理施設</li> <li>ハ 原料浸せき施設</li> <li>ニ 精練機及び精練そう</li> <li>ホ シルケツト機</li> <li>ヘ 漂白機及び漂白そう</li> <li>ト 染色施設</li> <li>チ 薬液浸透施設</li> <li>リ のり抜き施設</li> </ul> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る</p>
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗毛施設</li> <li>ロ 洗化炭施設</li> </ul>
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式紡糸施設</li> <li>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</li> <li>ハ 原料回収施設</li> </ul>
21 の 2	<p>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー</p>
21 の 3	<p>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</p>
21 の 4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 接着機洗浄施設</li> </ul>



22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 薬液浸透施設</li> </ul> <p>上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る</p>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
23 の 2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る</p>

26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</li> <li>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る</p>
27	<p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 遠心分離機</li> <li>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</li> <li>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> <li>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> <li>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</li> <li>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ル 湿式集じん施設</li> </ul> <p>上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれら含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る</p>

29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る</p>

33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul> <p>上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る</p>

36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> <li>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</li> <li>タ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>

	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> </ul>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る</p>
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 動物原料処理施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。）</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る</p>
48	<p>火薬製造業の用に供する洗浄施設</p> <p>上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る</p>
49	<p>農薬製造業の用に供する混合施設</p>

50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る
51 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴムの製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設



	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る
62	<p>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 還元そう</li> <li>ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）</li> <li>ハ 焼入れ施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヘ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第1次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第2次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る</p>
63	<p>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 焼入れ施設</li> <li>ロ 電解式洗浄施設</li> <li>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る</p>
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ タール及びガス液分離施設</li> <li>ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</li> </ul>

	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る
64 の 2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万m <sup>3</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設 上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る
66	電気めっき施設 上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る
66 の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置される厨房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）

66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積が360m <sup>2</sup> 未満の事業場に 係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積 が420m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供し ない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置される厨房施設（総床面積が630m <sup>2</sup> 未 満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客 の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設（総床面積が1,500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下 同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをい う。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場

69 の 3	<p>地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m<sup>2</sup>未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>
70	<p>廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）</p>
70 の 2	<p>自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m<sup>2</sup>未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>
71	<p>自動式車両洗淨施設</p>
71 の 2	<p>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設</p> <p>ロ 焼入れ施設</p>
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設</p>
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>

71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

騒音発生施設（公害防止組織法施行令）

	施設の名称	規模要件
1	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る
2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る

特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令）

	施設の名称	規模要件
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス (剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	

一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令）

	施設の名称	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m <sup>2</sup> 以上であること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア （鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であること
4	破砕機及び摩砕機 （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること
5	ふるい （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること

振動発生施設（公害防止組織法施行令）

	施設の名称	規模要件
1	液圧プレス （矯正プレスを除く。）	呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る
2	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る
3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る

ダイオキシン類発生施設

(ダイオキシン類対策特別措置施行令、表中の施行令も同施行令を指す。)

	施設の名称	規模要件
別表第1 1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの
別表第2 1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に	



	供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 硫酸濃縮施設</p> <p>ロ シクロヘキサン分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 乾燥施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
10	<p>2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
11	<p>8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ [3,2-b··3',3'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>ニ 熱風乾燥施設</p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>
13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 精製施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
15	<p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ロ 湿式集じん施設</li> </ul>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び3の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ プラズマ反応施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
18	<p>下水道終末処理施設 （第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>

## 届出窓口一覧

自治体名	担当課	所在地	電話番号
茨城県 環境政策課	県央環境保全室	水戸市笠原町 978-6	029-301-3044 (直通)
茨城県 県北県民センター	環境・保安課	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3355 (直通)
茨城県 鹿行県民センター	環境・保安課	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-6056 (直通)
茨城県 県南県民センター	環境・保安課	土浦市真鍋 5-17-26	029-822-7048 (直通)
茨城県 県西県民センター	環境・保安課	筑西市二木成 615	0296-24-9134 (直通)
水戸市	環境保全課	水戸市中央 1-4-1	029-232-9154 (直通)
日立市	環境都市推進課	日立市助川町 1-1-1	0294-22-311
土浦市	環境保全課	土浦市大和町 9 番 1 号	029-826-1111
古河市	環境課	古河市仁連 2065 番地	0280-76-1511 (代表)
石岡市	生活環境課	石岡市石岡 1 丁目 1 番地 1	0299-23-1111 (代表)
結城市	生活環境課	結城市中央町 2 丁目 3 番地	0296-34-0410 (直通)
龍ヶ崎市	環境対策課	龍ヶ崎市 3710 番地	0297-64-1111
下妻市	生活環境課	下妻市本城町 2 丁目 22 番地	0296-43-8234 (直通)
常総市	生活環境課	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2111
常陸太田市	環境政策課	常陸太田市金井町 3690	0294-72-3111
高萩市	環境市民協働課	高萩市本町 1-100-1	0293-23-7031
北茨城市	生活環境課	北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111 (代表)
笠間市	環境政策課	笠間市中央 3 丁目 2 番 1 号	0296-77-1101 (代表)
取手市	環境対策課	取手市寺田 5139 番地	0297-74-2141 (代表)
牛久市	環境政策課	牛久市中央 3 丁目 15 番地 1	029-873-2111
つくば市	環境保全課	つくば市研究学園一丁目 1 番地 1	029-883-1111 (代表)
ひたちなか市	環境政策課	ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号	029-273-0111 (代表)
鹿嶋市	環境政策課	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	0299-82-2911
潮来市	環境課	潮来市辻 626	0299-63-1111 (代表)
守谷市	生活環境課	守谷市大柏 950 番地 1	0297-45-1111 (代表)
常陸大宮市	生活環境課	常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111 (代表)
那珂市	環境課	那珂市福田 1819-5	029-298-1111 (代表)
筑西市	環境課	筑西市丙 360 番地	0296-24-2130 (直通)

坂東市	生活環境課	坂東市岩井 4365 番地	0297-21-2189 (直通)
稲敷市	環境課	稲敷市犬塚 1570 番地 1	029-892-2000 (代表)
かすみがうら市	環境保全課	かすみがうら市大和田 562	029-897-1111 (代表)
桜川市	生活環境課	桜川市岩瀬 64 番地 2	0296-75-3111
神栖市	環境課	神栖市溝口 4991-5	0299-90-1147
行方市	環境課	行方市山田 2564-10	0291-35-2111
鉾田市	生活環境課	鉾田市鉾田 1444-1	0291-36-7486
つくばみらい市	生活環境課	つくばみらい市加藤 237 番地	0297-58-2111
小美玉市	環境課	小美玉市堅倉 835	0299-48-1111 (代表)
茨城町	みどり環境課	茨城町大字小堤 1080 番地	029-292-1111 (代表)
大洗町	生活環境課	東茨城郡大洗町磯浜町 6881 - 275	029-267-5111 (代表)
城里町	町民課	東茨城郡城里町大字石塚 1428-25	029-288-3111 (代表)
東海村	環境政策課	那珂郡東海村東海 3 丁目 7 番 1 号	029-282-1711 (代表)
大子町	生活環境課	久慈郡大子町池田 2669	0295-76-8802
美浦村	生活安全課	稲敷郡美浦村大字受領 1515	029-885-0340 (代表)
阿見町	生活環境課	稲敷郡阿見町中央 1 丁目 1 番 1 号	029-888-1111
河内町	都市整備課	稲敷郡河内町源清田 1183	0297-84-6956 (直通)
八千代町	環境対策課	結城郡八千代町大字菅谷 1170	0296-48-1111
五霞町	生活安全課	五霞町大字小福田 1162 番地 1	0280-84-3618
境町	防災安全課	猿島郡境町 391 番地 1	0280-81-1307 (直通)
利根町	生活環境課	北相馬郡利根町布川 841-1	0297-68-2211

様式第一(第四条関係)

該当しないものを二重線で消す。

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、~~死亡~~  
解任届出書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 株式会社〇〇  
〇〇県〇〇市△△ 〇丁目〇番地〇 印  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

特定工場の準備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。  
代理人が行う場合には、委任状を添付すること。

押印は不要。(押印してあっても可。)

特定工場の名称	〇〇工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地	〇〇市△△ 〇丁目〇番地〇	※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	〇〇人	※ 特定工場の采具	
選任年月日	令和〇年〇月〇日	特定事業者に複数の工場がある場合には、全ての工場の従業員の総数	
公害防止統括者	職名 〇〇工場長 氏名 〇〇 〇〇		
選任の事由	人事異動のため		
( <del>死亡</del> ・解任)年月日	令和〇年〇月〇日	※ この日が選解任すべき事由が生じた日となる。	
公害防止統括者	職名 〇〇工場長 氏名 〇〇 〇〇		
解任の事由	人事異動のため		

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二(第七条関係)

該当しないものを二重線で消す。

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、~~死亡~~  
解任届出書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 ○〇 ○〇 殿

届出者 株式会社〇〇  
〇〇県〇〇市△△ 〇丁目〇番地〇 印  
代表取締役社長 ○〇 ○〇

代理人が行う場合には、  
委任状を添付すること。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、  
押印は不要。(押印してあっても可。)

特定工場の名称		〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地		〇〇市〇〇 〇丁目△番地〇	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	〇〇m <sup>3</sup> /h	※特定工場の 施設数が多い場合、別紙のように、施設一覧を添付してください。	該当する項目を記入
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。		
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
公害防止管理者 ( <del>公害防止管理者の代理者</del> )	選任年月日	令和〇年〇月〇日	選任された者の国家試験合格証書又は資格認定講習の修了証書の写しを添付すること。	
	職名	〇〇課 主任		
	氏名	〇〇 ○〇		
	担任業務の範囲	公害防止に係る業務		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	〇〇工場 〇〇市〇〇 〇丁目△番地〇		
選任の事由		人事異動のため		

公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	( <del>死亡</del> ・解任)年月日	令和〇年〇月〇日	この日が選解任すべき 事由が生じた日となる。
	職名	〇〇課 主任	
	氏名	〇〇 〇〇	
	担任業務の範囲	公害防止に係る業務	
	公害防止管理者(公害防止管理 者の代理者)が他の工場の 公害防止管理者(公害防止管 理者の代理者)を兼ねている 場合は、その兼ねている工場 の名称及び所在地	〇〇工場 〇〇市〇〇 □丁目△番地〇	
解任の事由	人事異動のため		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

p. 13 表7の書類を添付する。

別紙

ばい煙発生施設の種類

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設					
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	燃焼能力〇L/h	暖房用
	2	ディーゼル機関	30	燃焼能力〇L/h	非常用

大気汚染防止法  
施行令の別表第  
1における名称  
を記入

大気汚染防止法施行令  
の別表第1における項  
番号を記入  
(例)  
ボイラー → 1  
ディーゼル機関 → 30

備考

1. 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。
2. 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号を記載すること。
3. 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる規模を記載すること。
4. 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。



汚水等排出施設の種類の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	71の5	洗浄
			水質汚濁防止法施行令別表第1における号番号を記入	
有害物質を発生する施設以外の施設	1	酸又はアルカリによる表面処理施設	65	製品の表面処理

備考

1. 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。
2. 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
3. 「施設の規模」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる規模を記載すること。
4. 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。



様式第三(第九条関係)

該当しないものを二重線で消す。

公害防止主任管理者(~~公害防止主任管理者の代理者~~) 選任、~~死亡~~  
解任届出書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇 殿

代理人が行う場合には、  
委任状を添付すること。

届出者

株式会社〇〇  
〇〇県〇〇市△△ 〇丁目〇番地〇 印  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づ

押印は不要。(押印してあっても可。)

特定工場の名称	〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地	〇〇市△△ 〇丁目〇番地〇	※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	65,000 m <sup>3</sup> /時	※特定工場の番号	
排出水量	13,500 m <sup>3</sup> /日	公害防止主任管理者の要件 ・排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上 ・排出水量 1万 m <sup>3</sup> /日以上	
選任年月日	令和〇年〇月〇日		
公害防止主任管理者 ( <del>公害防止主任管理者の代理者</del> )	職名	〇〇課 係長 〇〇 〇〇	
	氏名		
選任の事由	人事異動のため		
( <del>死亡</del> ・解任)年月日	令和〇年〇月〇日	この日が選解任すべき事由が生じた日となる。	
公害防止主任管理者 ( <del>公害防止主任管理者の代理者</del> )	職名	〇〇課 係長 〇〇 〇〇	
	氏名		
解任の事由	人事異動のため		

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三の二(第十条の二関係)

承 継 届 出 書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇 殿

代理人が行う場合には、  
委任状を添付すること。

届出者 茨城県□□市△△ 〇丁目〇番地〇  
■■■■ 印

特定承継後の特定工場の名称を記入する。  
の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項)の規定による届出した特定事業者の地位を承継したので、同法第...の2第2項の規定により...  
第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項)の規定による届出した特定事業者の地位を承継したので、同法第...の2第2項の規定により...  
第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項)の規定による届出した特定事業者の地位を承継したので、同法第...の2第2項の規定により...

特定工場の名称	〇〇工場
特定工場の所在地	〇〇市■■■ ×丁目 △番地〇
承継の年月日	令和〇年〇月〇日
被承継者	氏名又は職名 △△ △△
	住所 □□市〇丁目△番地
承継の原因	被承継者死亡のため

該当しない部分を二重線で消す。  
・第3条3項：統括者、その代理者  
・第4条第3項：管理者  
・第5条第3項：主任管理者  
・第6条第2項：管理者の代理者、主任管理者の代理者

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三の二(第十条の二関係)

承 継 届 出 書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 ○○ ○○ 殿

押印は不要。(押印してあっても可。)

代理人が行う場合には、委任状を添付すること。

届出者

株式会社○○  
○○県□□市△△ ○丁目○番地○ 印  
代表取締役社長 ■■ ■■

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第3条第3項~~(第4条第3項、~~第5条第3項~~  
承継後の特定工場の名称を記入する。する第3条第3項)の規定による届出した特定事業者の地位  
をの2第2項の規定により 次の

特定工場の名称	○○工場	※	
特定工場の所在地	○○市■■■ ×丁目△番地○	※	
承継の年月日	令和〇年〇月〇日	※	
被承継者	氏名又は職名	□□□株式会社 代表取締役××××	※ 該当しない部分を二重線で消す。 ・第3条3項：統括者、その代理者 ・第4条第3項：管理者 ・第5条第3項：主任管理者 ・第6条第2項：管理者の代理者、主任管理者の代理者
	住所	○○県□□市△番地	
承継の原因	会社合併のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三の三(第十条の二関係)

相続同意証明書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇 殿

特定事業者の地位を承継する者として  
選定された者以外の相続人全員分を記  
入する。

証明者 茨城 三郎  
茨城県〇〇市□□1-2-3 印

証明者 茨城 四郎  
茨城県××市△△4-5-6 印

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第9条第3項~~(第4条第3項、~~第5条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

該当しない部分を二重線で消す。

- ・第3条3項：統括者、その代理者
- ・第4条第3項：管理者
- ・第5条第3項：主任管理者
- ・第6条第2項：管理者の代理者、主任管理者の代理者

1 被相続人の氏名及び住所

茨城 一郎  
茨城県□□市〇〇7-8-9

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第9条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

茨城 二郎  
茨城県△△市■1-2-3

3 相続開始の年月日

令和□年□月□日 被相続人の死亡年月日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

様式第三の四(第十条の二関係)

相 続 証 明 書

日付は、西暦表記でも可

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 〇〇 殿

2人以上の証明者について記入する。  
なお、証明者を誰とするかについての  
規定は特になし。

証明者 環境 太郎  
茨城県〇〇市□□1-2-3 印

証明者 公害 一郎  
茨城県△△市××4-5-6 印

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第9条第3項~~(第4条第3項、~~第5条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

該当しない部分を二重線で消す。

- ・第3条3項：統括者、その代理者
- ・第4条第3項：管理者
- ・第5条第3項：主任管理者
- ・第6条第2項：管理者の代理者、主任管理者の代理者

1 被相続人の氏名及び住所  
茨城 一郎  
茨城県□□市〇〇7-8-9

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第9条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所  
茨城 二郎  
茨城県××市■ ■1-2-3

3 相続開始の年月日  
令和□年□月□日 被相続人の死亡年月日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。